

野田市告示第 2 2 0 号

屋外広告物法第 8 条第 2 項の規定により、野田市長が除却し保管した広告物等について、次のように告示する。

令和 6 年 1 0 月 1 8 日

野田市長 鈴 木 有

1. 保管した広告物等の名称又は種類及び数量

はり札 8 4 枚

2. 保管した広告物等が表示され、又は設置されていた場所及び当該広告物等を除却した日時

別紙のとおり

3. 当該広告物等の保管を始めた日時及び保管の場所

別紙のとおり

4. その他（返還するために必要と認められる事項）

広告物等を返還する旨を申し出る方は、広告物の所有者等であることが分かる書類等を持参して、下記担当までお越しくください。

また、返還には規則で定められた受領書（押印したもの）が必要となります。

※ 問合せ先・担当 都市部都市計画課 電話 0 4 - 7 1 2 3 - 1 1 9 3

第九号様式の二（第十六条第二項）

保 管 物 件 一 覧 簿							
整理番号	保管した広告物等		保管した広告物等が 放置されていた場所	除却した年月日時	保管を始めた年月日時	保管の場所	備考
	名称又は種類	数量					
6-9-1	立看板 はり札	— 3	我孫子関宿線～市道2532～2538～1511～ふれあい中央橋～結城野田線 古布内～木間ヶ瀬～次木～東宝珠花	令和6年9月10日 午前9時から午後4時	令和6年9月10日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	
6-9-2	立看板 はり札	— 12	市道2532～我孫子関宿線 東宝珠花～木間ヶ瀬	令和6年9月10日 午前9時から午後4時	令和6年9月10日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	
6-9-3	立看板 はり札	— 2	結城野田線～市道1061～結城野田線～岩井野田線～我孫子関宿線～市道1030 中里～船形～蕃昌～船形～中里	令和6年9月10日 午前9時から午後4時	令和6年9月10日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	
6-9-4	立看板 はり札	— 8	川間停車場線～市道1011～11290～2030～2020～2030～11102～11209～1012～11211～11213～11221～11222～1012～11209～11102～2030～川間停車場線～11030～1071～1061～1080 中里～日の出町～尾崎台～尾崎～東金野井～中里～尾崎～七光台～吉春～谷津～七光台	令和6年9月10日 午前9時から午後4時	令和6年9月10日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	
6-9-5	立看板 はり札	— 4	つくば野田線～我孫子関宿線 目吹～船形～目吹	令和6年9月17日 午前9時から午後4時	令和6年9月17日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	
6-9-6	立看板 はり札	— 10	つくば野田線～市道1120～23058～1120 目吹～金杉～蕃昌	令和6年9月17日 午前9時から午後4時	令和6年9月17日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	
6-9-7	立看板 はり札	— 11	つくば野田線～市道1220 目吹～鶴奉～目吹～木野崎	令和6年9月17日 午前9時から午後4時	令和6年9月17日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	
6-9-8	立看板 はり札	— 5	市道1061～21064～21081～11019～2080～1050～2080～2310～1370 中野台鹿島町～堤台～岩名～春日町～岩名二丁目～岩名一丁目～尾崎～岩名～五木新町～光葉町～桜の里	令和6年9月17日 午前9時から午後4時	令和6年9月17日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	
6-9-9	立看板 はり札	— 9	市道1180～1210号線～1390号線 鶴奉～宮崎～中根～花井～堤根～花井1丁目～山崎	令和6年9月24日 午前9時から午後4時	令和6年9月24日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	
6-9-10	立看板 はり札	— 11	市道1260～52039～52040～52018～1390 山崎	令和6年9月24日 午前9時から午後4時	令和6年9月24日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	
6-9-11	立看板 はり札	— 9	我孫子関宿線 二ツ塚～木野崎～目吹	令和6年9月24日 午前9時から午後4時	令和6年9月24日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	